

## 長崎県土砂災害警戒情報における南島原市の暫定基準の廃止について

平成28年4月16日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、震度5強を観測した長崎県南島原市では、地盤の緩みを考慮し、長崎県と長崎地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常基準の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

また、土砂災害警戒判定メッシュ情報<sup>\*</sup>についても、通常基準による判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

### 記

- 1 暫定基準廃止日時  
平成28年12月1日13時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町  
南島原市

これにより、長崎県内の市町は全て通常基準となります。

<sup>\*</sup>土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

長崎県河川砂防情報システム

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/>  
気象庁HP

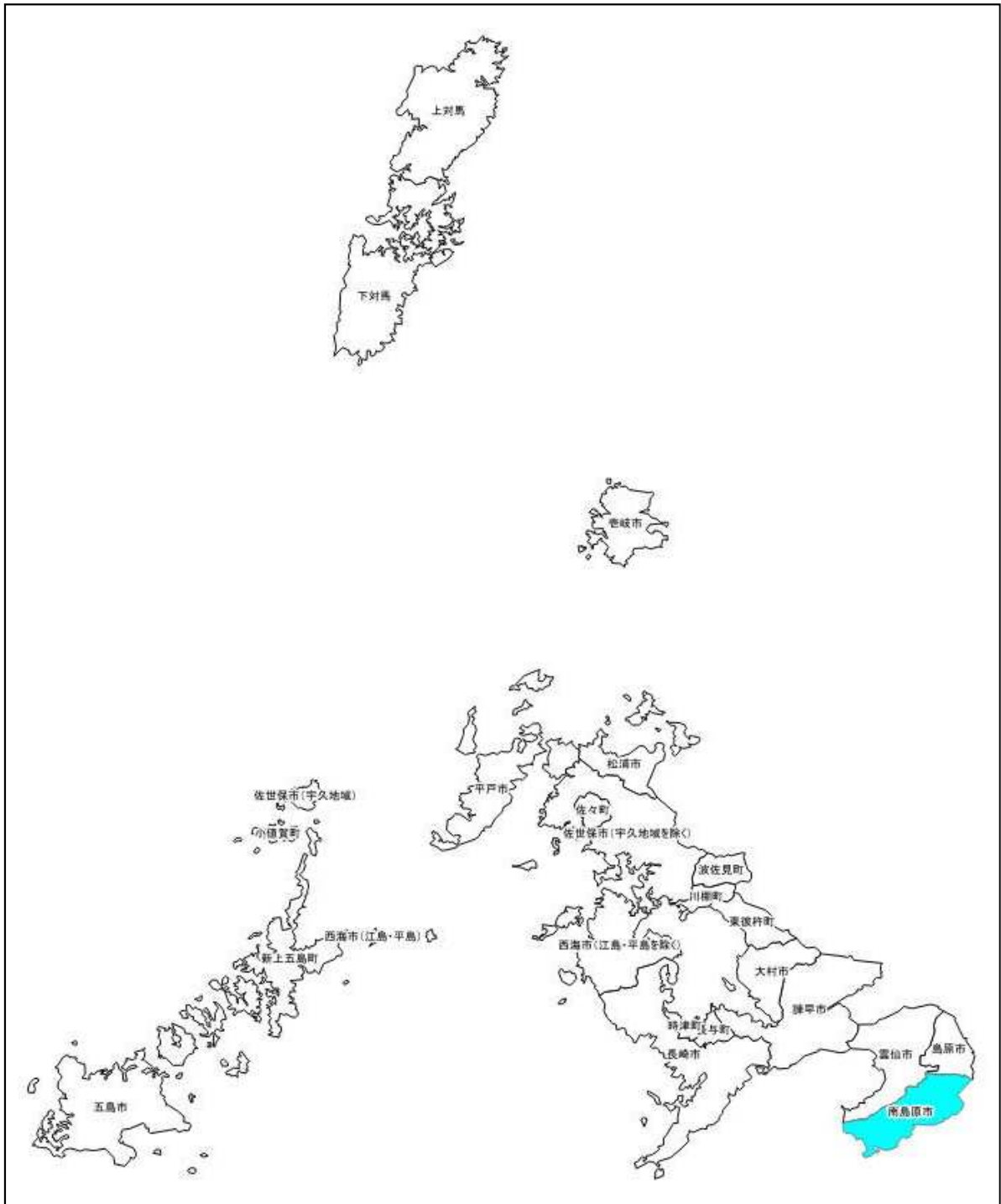
<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

本件に関する問い合わせ先

長崎県土木部砂防課（電話 095-820-4788）

長崎地方気象台（電話 095-811-4862）

土砂災害警戒情報の暫定基準の対象地域



 地震により通常基準の 8 割で運用していたが、通常基準に戻す市町